

必ずチームメンバー全員に周知して下さい

2019年2月17日

関東社会人ホッケーリーグ運営委員会

関東社会人ホッケーリーグ 試合実施に際しての基本事項

(1) 円滑なリーグ運営を目的とし、**運営委員等チーム代表者がEメールアドレスを所有し**、リーグ運営上の諸連絡をEメールで行うことができるようにしてください。

※期の途中で担当が変更になった場合は各部幹事及び委員長に連絡すること。

(2) **試合管理チームは、所定の手順に従って、試合の翌日までに試合記録の報告（Eメール）を行うこと。**特に延期された試合については十分な試合管理を行ってください。

※試合管理チームはID、選手名、得点者、アシスト者を再度確認してください。

(3) **選手全員、試合開始時間には遅れないこと。**試合開始時にいなかった選手は出場できません。

(4) 審判：審判をチームから出す場合（前後試合等）は、原則審判資格保有者とし、試合が円滑に行われるよう、**必ず適正な審判能力を有する人材とすること。**

※ 試合前にジャッジは審判資格を確認すること。（無資格者の場合は双方監督の許可を得る）

※ 有資格者以外に審判報酬は支払われません。（審判資格を確認する場合があります）

(5) ジャッジ：極力有資格者をお願いして下さい。また試合前に本人確認と背番号確認、追加、新規登録選手確認はジャッジの仕事として必ず行うこと。

(6) パンフレット受領：パンフレットの配付および入手が遅れないように、配布担当者だけでなく**チーム代表者も初戦期日前にパンフレットの授受について確認すること。確認は各部代表者とチーム代表者間で行うこと。**初戦期日前に授受を相互に確認することで、パンフレットが試合前に受け取ることができない事態（試合記録にID番号を記載できない事態）を防止することができます。

(7) キャンセル、延期等については関東社会人リーグ規約を必ずご確認下さい。

(8) 審判支給交通費：リーグ内規で「審判交通費はA B級4千円・C D級2千円を限度に実費支給（試合出場者・帯同審判は不支給）」と**上限を設定しています。**原則として近隣地域の審判員を招聘することが原則ですが、**交通費の不足が生じる場合は事前に了解を得た上、当該チームが、当日追加負担すること。**

(10) 会場使用は、当該部（リーグ）のみとせず、他部を含めたリーグ全チームで供用し、**円滑な試合消化を最優先とすること。**

(11) **他チーム選手の出場は認められません。**

重複登録禁止や移籍の取扱いに関しては十分に関東社会人リーグ規約を理解して下さい。

(12) **グラウンド使用料等、試合会場使用において発生する正当な費用は、原則として出場予定チームにおいて負担すること。試合が不実施となっても費用が発生すれば同様です。**

(13) 本リーグ出場に際し、規則、ルール、道徳、社会性等を守らないチーム、選手、事態が多発し、リーグが無秩序な状態に陥り、かつ回復の見込みがない場合は、本リーグの休止をも視野に入れるものとします。

※ゴミの持ち帰りや喫煙などのマナーは必ず守って下さい。

(14) 社会人王座、東西対抗・交流戦への出場は義務です。

該当するチームは選手の確保と準備をお願いします。

(15) 不明な点などがある場合は、**まず、パンフレットをご確認下さい**。その上で問い合わせをお願い致します。※問い合わせ先は各部幹事、委員長までお願いします。(連盟ではありません)

(16) 各チームのユニフォームについては、日本ホッケー協会ユニフォーム規定に準拠します。
ロングアンダースパッツ、アンダーシャツの着用については注意して下さい。

以上